



# 平成31年度島田市特定不妊治療費助成制度変更のお知らせ

## 【平成31年度制度の変更点】

- 夫または妻が、申請を行う日の1年以上前から島田市に住民票のある方に助成します。
- 静岡県特定不妊治療費助成制度の助成を受けた方は、静岡県特定不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書の写しを提出してください。その場合、静岡県特定不妊治療受診等証明書（様式第2号）の写しの提出で、島田市特定不妊治療費受診等証明書の提出が不要になります。  
また、添付書類の戸籍謄本と所得証明書も、静岡県に申請した書類の写しを提出することができます。  
ただし、静岡県に申請しない方は、原本をご提出ください。



	平成31年度制度（新）	平成30年度制度（旧）
助成対象条件	夫または妻が、 申請時の1年以上前から島田市の住民基本台帳に記録 住民になってからの治療	夫婦がともに、 治療を行う日の1年以上前から島田市の住民基本台帳に記録 住民になって1年経過してからの治療
添付書類 (変更となる書類のみ掲載)	<ol style="list-style-type: none"> <li>島田市特定不妊治療受診等証明書（様式第2号）</li> <li>申請者の戸籍謄本</li> <li>夫及び妻の所得（課税）証明書</li> <li>県特定不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書の写し（助成を受ける方は毎回提出）</li> </ol> <p>（注1）上記添付書類1から4は、毎回の申請に必要です。 （注2）ただし、静岡県特定不妊治療費補助金を交付申請する場合は、上記添付書類の1から3までについては、静岡県特定不妊治療費助成金交付申請時に提出する当該書類の写しを添付書類とすることができます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>島田市特定不妊治療受診等証明書（様式第2号）</li> <li>申請者の戸籍謄本（原本）</li> <li>夫及び妻の所得（課税）証明書（原本）</li> <li>県特定不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書の写し（初回30万円助成対象者）</li> </ol> <p>上記添付書類2および3は、年度初回申請時のみ提出のこと</p>

（※）他市町との重複助成は受けられませんので、ご注意ください。

## 【制度改正日】

平成31年度の制度は、平成31年4月1日以降に開始した治療について適用します。  
平成31年3月31日までに開始した治療は、平成30年度の制度を適用します。

その他、助成金額や回数、年齢制限等については変更ありません。  
詳しくは、島田市健康づくり課まで、お問い合わせください。

島田市健康づくり課 電話（0547-34-3282）